【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年7月29日

【会社名】 藤倉コンポジット株式会社

(旧会社名 藤倉ゴム工業株式会社)

【英訳名】 FUJIKURA COMPOSITES Inc.

(旧英訳名 Fujikura Rubber Ltd.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森田 健司

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都江東区有明三丁目5番7号 TOC有明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

藤倉ゴム工業株式会社大阪支店

(大阪市北区小松原町2番4号 大阪富国生命ビル)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

2018年6月28日に提出いたしました第139期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、平成30年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な 不備に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末時点において、当社グループの財務報告に係る内部 統制は有効でないと判断しました。

記

内部通報を契機として、関係者へのヒアリング、資料及びメールの検証など社内で調査を進めた結果、当社連結子会社である杭州藤倉橡膠有限公司及び安吉藤倉橡膠有限公司(以下、「中国子会社」)において、本来は費用計上すべき一部経費が計上されていない等の会計処理が行われていた可能性があることが判明いたしました。

これを受け、当社は、より客観的な調査を行うため、2019年5月24日に外部専門家から構成される特別調査委員会 を設置し調査を行い、2019年6月26日に中国子会社における不適切な会計処理について、同委員会から調査報告書を 受領いたしました。

当社は、本報告書の内容及び会計監査人による指摘に基づく過年度の決算を訂正し、2014年3月期から2018年3月期までの有価証券報告書、及び2017年3月期第1四半期から2019年3月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

訂正の原因として、中国子会社における決議手続の不備、中国実務に精通する人材の不足による規範意識の欠如、 当社による中国子会社に対するモニタリングが十分でなかったこと、及び当社の内部通報に関する対応に不備があったことが挙げられます。

<u>これらの当社及び中国子会社の全社的な内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。</u>

なお、上記の開示すべき重要な不備については当連結会計年度の末日後に認識したため、当連結会計年度の末日に おいては是正が完了しておりません。また、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて連結財務 諸表に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、以下の再発防止策の適切な運用を通して、財務報告に係る内部統制の不備の改善を図ってまいります。

- 1.コンプライアンス意識の強化
- 2.業務分掌の見直し、社内規定の改正等による全社的な内部統制の再整備
- 3. 中国子会社の管理体制の強化
- 4. 内部監査、監査役監査、及び中国子会社の会計監査の充実化